

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年12月11日（金）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）安 田 篤
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員（0名）

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官
安東議事調査担当主任

傍聴者

今城議員 門脇議員 田村議員 戸田議員 矢田貝議員 渡辺議員
報道関係者0人 一般1人

審査事件及び結果

陳情第77号 米子市議会における、広報・公聴制度のあり方について（陳情）

[不採択]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○**稲田委員長** ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日は、9日の本会議で当委員会に付託されました陳情1件について審査いたします。

陳情第77号、米子市議会における、広報・公聴制度のあり方について（陳情）を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出者の足羽佑太様に出席いただいております。早速、説明をしていただきたいと思いますと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままでもかまいません。

それでは、足羽様お願いいたします。

○**足羽氏（参考人）** 皆様おはようございます。今日私のためにこうやって議運をわざわざ開いていただいたと知りました。皆様に来ていただいてありがとうございました。その上でこれから御説明をさせていただきたいと思っております。

この陳情書そのものの陳情の趣旨でございますが、議会から以後私だけではなくて市民だったり、県民等から意見や要望等が寄せられた場合に、それを全議員に配付して周知をすることを求めて陳情するというものであります。この陳情に至る経緯でございますが、まず私は7月22日に米子市議会に対して、請願や陳情の審査結果通知に係る文書のあり方についてという文書を電子メールの添付文書にて発出をいたしました。これは陳情書というか、この文書そのものに関しては、米子市議会の議長宛てということになっていまし

たが、当該メールを送った際の宛先は米子市議会の議長、議会運営委員会の委員長、総務政策委員長、米子市議会事務局長と、その他関係機関の長宛てということで含んでいました。この要望書、意見の要旨としては、私自身が5月29日に米子市議会に陳情書を提出して、6月30日付でそれに対する審査結果の通知をいただいた。その審査結果の通知文書に記載されている採否の理由の記載内容について、その結論の是非、いわゆる採択だったり、不採択って結論の是非、これについてはさておき、審査結果を受け取った市民の人のことを考えてないのではないかと、その市民を非常に不愉快にさせるような記述なのではないかということで、書き方を改めてほしいということ。また同様のことを仮に伝えるんだとしても、もうちょっと言い方があるのではないかと。これに関しては、さきの陳情が審査をされた議会において、遠藤議員が委員長報告の在り方について、もうちょっと言い回しがあるのではないかとというふうに、本会議場においても指摘をされていたのではないかと、そういった内容の意見書、意見だったと思います。これを私自身が提出した後、7月22日にこの文書自体を発出をしましたが、8月とか9月頃まで一切音沙汰がなくて議会事務局に尋ねてみたところ、回答を求めるものとは思わなかった。文書の性質ってところが、7月22日の文書を御覧いただきたいんですけども、請願・陳情の審査結果通知に係る文書のあり方について（通知）というふうになっていたから、この通知というふうになっていたので、返信をする必要はないと思っていた。もしこの文書に対して回答を求めたいのであれば、再度また別途陳情書か何かの形で出してほしいということ、その8月、9月頃、また返答がないので聞いたときに、そのように言われました。ここで私がまず思ったのが仮にこの文書の題名というのが通知というふうになっていたんだとしても、別途回答を求める旨というのは私は伝えておりましたし、回答をすることってというのはばかられるものではないであろうと。ここを仮に例えば通知というふうにしていただいたとしても、何かしら市民、住民、県民等が議会に対して要望、苦情、そういった類のものを寄せたときに、議会としての返答が何か月も返答がないのは、これはおかしいのではないかと。これに関してちょっと聞くところによると、そもそも議員さんにこの文書というのが全員に渡っていなかったということが分かりました。議長さんだったり、議運の委員長さんだったりという一部の方に対して、供覧、配付はされたけれども、それ以降それ以外の議員さんに対して、一切この当該文書、7月22日に私が出したこの文書ってというのが渡ってないことが分かりました。米子市議会の議長宛てということで書いていますが、これは私は当然ですけれども、議長さん個人に対して出したものではなくて、米子市議会という合議体、全体に対して出していて、たまたまその代表者が議長さんであるというだけです。それ以外の議員さんってというのがこうやって米子市議会に出した文書に関して、全く知り得ないというのはこれはおかしいことだというふうに私は思いますし、合議体に出している文書に関してやっぱり合議体に所属する全体の議員さんに、私は配付するってことが大変それは大切なことだというふうに思います。例えば、今日の議会運営委員会の審査事件の書いてあるペーパーの2枚目のところに、御覧になれますでしょうか、参考資料ということについていると思うんですけども、陳情第77号に係る参考資料ということについているんですけど、この議会に対する県民の声ということで載っていると思います。これは鳥取県議会に対して、例えば寄せられた意見、要望、苦情等議会に対する声ってというのがどのように扱われるのかってことの取扱い等について書かれたもので、これ実はインターネットからも実を言うと送ることができます。意見の取扱い

ていうのは、ここにも書かれているんですけども、鳥取県にある県民課、今の名前であるところの県民参画協働課っていう課があるんですが、その県の声として取り扱われて、おおむね1週間から2週間目途で返事がなされます。こうやって、議会に対して寄せられた声に関して、一方通行ではなくって、きちんと意見を寄せた市民だったり、県民に対して、議会としての見解をきちんと示していくということは双方向のいわゆる開かれた議会っていうものを進めていく上で非常にこれは重要なことだというふうに思いますし、この意見等に関しては場合によってはインターネットで公表されて、それでどういった声だったり、どういったお叱りの声というのがその市民の皆様から寄せられているのかっていうことが衆人環視のもとにさらされると。そうすることで、議会というのはこういう声が寄せられているのかということについて、みんながしっかり見ていくことができると思います。この議会に対する県民の声に関しては、これは配られたこの意見を寄せた後に、議運だったり、そういうところで議会に対する県民の声ということで報告をされて、各党派等を通じて、議員さんにきちんとその意見等っていうのがきちんと渡るようになっているので、今回の米子市議会のように合議体である議会に対して意見を寄せたけれども、その意見に関して、議員さんが知らないなんていうことはあり得ないというふうに思いましたし、こういう取扱いというのが他の議会、これは県議会ですが、なされているということでもあります。最後になりますけれども、議会に対して、このようにしてくださいっていう議会改革につながるような提言だったり、意見・要望とかその提言というものはある種、紹介議員は当然ないんですけども、請願だったり陳情に類するようなもので、例えば米子市議会の議員さんの一人でも賛同される議員さんだったりっていうのがいらっしゃるかもしれない。その方が例えば一般質問だったり、いろいろな機会を通じて、問題提起っていうのをなされるかもしれない。そうしたもしかしたら非常に有用なものかもしれない意見、要望、苦情等っていうことについて、単に議長預かりだとか、常任委員長だったり、議運の委員長だったりのみでとどめておくのではなくて、きちんとそれを議員さんに配って、それぞれの議員さんが判断をするための資料に私はすべきだというふうに思いますし、現に陳情っていうものであれば、それが賛同議員がつくつかつかないかということはさておき、その陳情の前段においてきちんと皆さんの議員さんにいずれにせよ、配られるっていうことがなされていることを考えても、やはりそれに類するような取扱いっていうものがなされるべきだと思います。なので、これからぜひ米子市議会における何かしらの意見、要望、苦情等が寄せられた場合に、単に議長預かり等でとどめてしまうのではなくて、陳情に類するような形で、全議員にきちんと配付をしてどういう意見が米子市議会に寄せられているのかということについて、きちんと供覧をするような何かしらのシステムだったり、または申合せ等について行っていただきたいと、それが私の陳情の趣旨であります。説明がちょっとうまくなくて、大変恐縮なんですけれども、以上が大体の概略、梗概であります。ありがとうございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

それでは、参考人に対して質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 一つ事実経過で確認をしたいことがあります。通知という形でメールを送ったのは7月22日。この文書で(2)で提出後の経過ということで、8月、9月頃まで一切音沙汰がなかった。だから尋ねた。これは多分電話でだと思いのですが、これは10月以降

というふうに理解していいですか、こういうやり取りをしたことに関しては。

○**稲田委員長** 足羽参考人。

○**足羽氏（参考人）** この8月、9月頃まで音沙汰がなく、その8月、9月頃にもたしか1回ぐらい、1回2回ぐらい議会事務局のほうにも電話だったりで問合せをされていて、その後も10月、11月ですかね、具体的な日取りっていうのは定かじゃない部分もあるんですが、少なくとも議会事務局に対して、私は電話で申入れ書を7月22日に電子メールで送らせていただいたんですけど、どうなっていますかっていうことについて聞いたところ、議長には回しましたと。回答に関しては、うちとしてもこの文書っていうのが回答を求めるものというふうには思わなかったもので、それに対して回答を求めるのであれば、再度何かの形で出してほしいということと言われ、だけど私はせっかくこうやってペーパーとしても既にそちらに出してしまっているものなので、これ自体に対する回答が私はほしいっていうことを言いました。再度何かの形でもう1回出してくれっていうのは、ちょっとあまりにもそれは官僚的というか、融通が利かない対応なのではないか、それはおかしいのではないかと、8月、9月ないし10月、要望書、意見を7月22日に送って、その後8月、9月、10月ぐらいに何回か問合せをして、そのときに回答に関して、もう1回出してほしいということと言われ、それでそのときにそういうふうに申し上げました。

○**稲田委員長** よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 今回の陳情というのは、市民から意見、要望が来たときに、それをちゃんと全議員に配付していただきたいというのが陳情なので、ちょっとそれに関する事実経過、事実のことも確認したいのですが、例えば、(2)提出後の経過でずっとあって、中ほどかな、鍵括弧で結んでると、「きちんと当初出した文書を全議員に周知し、…」ということ传达了。これはだから10月に、何月何日までは言いませんが、10月以降、10月を含めた10月以降のときにそういった全議員に周知してほしいというのを伝えたということで、間違いはないですか。そこだけ確認。

○**稲田委員長** 足羽参考人。

○**足羽氏（参考人）** そうだと思います。ただ今10月というふうにおっしゃったんですけども、その10月以前においてもきちんと本件に関しては、議員に配って、要は議会としての私は回答がほしいという旨は、7月22日に出した後、音沙汰がしばらくなかったもので、8月ないし9月ぐらいに、あの回答はどうなっているのかっていうことについて、ずっと尋ねていました、議会事務局に。そうしたところ、先ほども申し上げたような形で、回答を求めるものとは思わなかったもので、回答を求めたいのであれば、再度陳情書か何かで出してほしいということと言われ、それに対して、私は今の文書を生かしたような形で、きちんと回答がいただきたいということについて言われ、念のため申し上げますと、いまだにその回答というのはいたできてないです、今回7月22日に出した文書に対して。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

国頭委員。

○**国頭委員** 足羽さん、今日は来ていただきありがとうございます。

ちょっと足羽さんに聞きたいんですけども、7月22日に提出された文書、いまだに私たちには来てないです。電話で再度、議員に周知してもらいたいと言われたと思いますけ

ども、いまだに周知がないということに関して、やっぱり足羽さんとしてはどう思っておられるかちょっとお聞きしたいと思います、個人的な。

**○稲田委員長** 足羽参考人。

**○足羽氏（参考人）** 先ほども説明の中でも申し上げたんですけれども、例えば、他県だったり、他の自治体の事例として、鳥取県議会なんかに対して、意見、要望、苦情等が寄せられる場合だったりについては、きちんと議運だったりで協議をして、または議運でこういった意見がありますよってということについて周知をして、それに対して、いわゆる県民の声のシステムの範疇できちんと回答がなされると。しかも、その回答に関しては回答期限が県民の声の処理に関する要領っていう、ある種の内規のようなものがあって、大体5営業日ないしこの議会の場合に関しては2週間できちんと回答がなされるっていうふうになっています。それを見たときに、今回のこの米子市議会における7月22日に出したけれども、それに対して、うんともすんとも返答がないというこの対応に関しては、正直申し上げれば、非常に憤りを感じていますし、何でこのような対応がなされたのか、それは議会であるからってということだけではなくて、これ民間でもそうですし、どこであっても何かしら公共性を有する機関に対して、何かしらの意見、要望、苦情等を寄せた場合に、それに対して陳情者だったり、意見者、そうした人に何もいまだに返答がないということに対しては、一言で言えばあり得ない、憤りすら感じる、それが私の本心です。

**○稲田委員長** ほかがございますか。よろしいですか。

では、以上で参考人に対する質疑を終結します。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び石橋議員からの説明を求めます。賛同議員も参考人と同様、着席したままの説明でかまいません。なお、賛同議員は本日陳情提出者がお越しいただいておりますので、賛同した理由のみの説明にとどめていただくようあらかじめ申しておきます。

それでは、最初に土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。この陳情というのは、とにかく市民、県民から意見、要望が来た場合、当然議長宛てに来ると思いますが、それは全議員にきちんと周知してほしいという内容の陳情だと理解しています。私はこの要望というのは、ごく当たり前のこと、言われなくてもしなければいけないことではないかと、私思っています。そういうことが陳情の形でこの議会に出されたということを私たちは重く受け止める必要があると思いました。実際陳情出されて、この陳情、今、審議してますけど、十分に審議し、何らかの結論を出すことによって、こういった状況が少しでも改善することが必要だというふうに思って賛同しました。

**○稲田委員長** 土光議員の説明は終わりました。

次に、石橋議員。

**○石橋賛同議員** この足羽さんの通知という文書が出されてから、5か月近くとなっておりますけど、その間にいつも足羽さんほうからの問いかけに対して、議会側はというか、米子市が答えるというパターンで、しかも回答がまだされていないというこの経過はちょっとあんまりだなというふうに思ったところです。その間に何かの行き違いがあったかもしれませんが、何度も足羽さんが意見を述べておられるので、その趣旨に沿って、やはり議運のほうへ文書が提出されて、それに対して話すことが必要ではなかったかと思いません。きちんと回答がほしいなら、陳情を出されたらというふうな答えも議会事務局のほう

からされたようですけれど、陳情じゃなくてもたとえそれが意見の形で上がってきても、やはりそれについては極めてプライベートな問題だったり、誹謗中傷だったりするもの以外はやはり議運の場で協議されるべきではないかというふうに思います。こういう市民、県民の声がきちんと届くように、それにきちんと回答が早くなされるようにという思いから、この陳情に賛同しました。

**○稲田委員長** 石橋議員の説明は終わりました。賛同議員に対して質疑はございませんか。ないですね。

ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

又野委員。

**○又野委員** 事務局のほうにちょっと確認なんですけれども、基本的には議長宛てに来る意見とか要望っていうのは、議員にそれぞれ周知、配られていると思うんですけれども、今回の文書についてはなぜ全ての議員に周知されなかったのか、そのところだけ確認をしたいと思います。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 御質問ですけれども、事務局の対応といたしましては、先ほど足羽さんのほうからもありました通知文書だということ、それと別途メールで宛先が指定してあったということで、それを議長にも報告をいたしまして、最終的には議長の判断で通知になっているということと、それと宛先が指定してあったということで、当該宛先の委員長等に配付したということでございます。

**○稲田委員長** よろしいですか。ほかございますか。

国頭委員。

**○国頭委員** 今の質問に続いてですけども、私はただ宛先が指定してあるといっても、その後足羽さんは電話等で全議員に配ってくださいと言っているわけですよ。だから、私はその時点で、もしそういう意思があれば、安来の人から何か裁判資料等、全議員の机に置いてあったりしますよね。配ってほしいっていうところがあったら、配っているんじゃないですか。その辺が、だから私は配ってほしいということがあったら、私は全議員に配るべきではなかったかなと思っておりますし、その辺りが市外から申し込まれたものでも、ちゃんと配ってほしいって言って、そしたら配っているわけですから、その辺りちょっと整合性が取れてないんじゃないかなと思っておりますけども、その辺りどうお考えですか。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 先ほど国頭委員さんからの御質問ですけれども、先ほど安来という話がありましたけれども、あれにつきましては直接議員さん宛てに郵便で届いたものと。中身については事務局は承知をしてないということで、個人の議員さん宛てにそれぞれ郵便で来ているというものでしたので、配付をさせていただいたっていいですか、控室に置かせていただいたというところでございます。

**○稲田委員長** よろしいですか。ほかございますか。

土光委員。

**○土光委員** 7月22日で、要は議長宛てに市民から意見、要望が来たということで、事務局はどう対応したかというのは今の説明で分かりました。基本的に今、事務局も言いま

したけど、最終的には議長判断で今回は配付しなかったということなので、議長にお伺いしたいのですが、今回この文書、議長宛てに来た文書、当然議長宛てに来るということは市民から見れば、議会に対する要望、意見、市民は議会は集合体だと思うから当然市民は議長宛てに、議会に出す文書はほかの議員にも知らされるものと普通は思うと思います。今回はなぜ議員にこの内容、こういった事実を含めて内容、周知するという判断をしなかったんですか。

**○稲田委員長** 岩崎議長。

**○岩崎議長** お答えします。ちょっとだけ時間をください。その経緯も含めてちょっと説明したいと思います。まず市議会には請願・陳情、あるいは要望書、意見書、通知、今回の通知文みたいな感じがまず議会事務局のほうにあがってまいります。請願・陳情の取扱いはい皆さん御承知のとおりでございます。陳情に関しても議会運営委員会で随分ともんだ結果、現在の賛同議員をつけた場合には議案に付すというような形と、あとはそれに対してのその結果通知、きちんとしていきますという形で開かれた議会を目指していきましようという流れになっておりました。そして、今回の要望書であったり、意見書であったり、今回の通知文であったり、というこのものの流れは必ず議長にどの文書でも議長のほうの最終判断で一旦確認がありまして、配付しましょう、いやこれはちょっと配付はちょっとできませんね。先ほどちょっと意見もなんぼか出ましたけど、例えば個人に対する誹謗中傷であったりとか、本当に物すごく個人に対して損害を被るような、そういう文書も中にはあるわけでございますので、やはりそこはワンクッション必ず置くべきだということが、これまでの事務的な流れになっております。そして、今回のものなんですけど、なぜ配付しなかったか、もちろん私個人的な思いもありますけど、当然関係のされた、指定された委員長なり、副議長なり、事務局なりと協議をした結果の話ではありますが、基本的に今回のような、例えば要望書の回答がちょっと本当に気に入らんというような場合、そういったことであった場合は、それちょっと違うんじゃないのと、私は個人的に意見をそのときにはしました。どういうことかということ、やはり議会というのは本当に責任ある議論をずっと突き詰めて考えていかなきゃいけない、いわゆる議決機関であって、議案に付されたものっていうのは責任を持って応えていく、これが議会でございます。議会というのは当然そこには自律権というものもございまして、だからこそ議会は責任を持って応えていくというものであります。その答えに対して、それは気に入らんから、これはちょっと何か別な回答をくれとかという申入れがあっても、それは受け付けることはできないと、はっきりと私は個人的にもそう思っておりました。そして、皆さんと協議をした結果、皆さんというのはその関係者の皆さんと協議をした結果、今回はこの通知文はほかの議員さんには配付は結構だという流れになったわけでございます。あとこの後の陳情審査は皆様の御意見に従います。以上でございます。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今、議長のお話聞いてますと、今日参考人来ておられるので、あれなんですけれども、我々も今回の通知文に関しては承知してないところがあるんですけど、これが答えられる範囲でいいんですが、個人議員さんに対する誹謗中傷だったのか、それとも、どういった理由で、内容については議長判断で全議員には配付はされてないということなんですけど、どういった理由で、どういった内容だったのかといひますか、配付をされてないのかなっていうのが気になりましてちょっと質問です。先ほどの参考人さんのお話を

聞いておられますと、当初通知となっておりましたが、その後こういった形で求めるのであれば、こういった形でお願いしますというやなやり取りがあったとは聞いているんですけど、ちょっとその辺が判断しかねたのでお願いいたします。

○**稲田委員長** 岩崎議長。

○**岩崎議長** 7月22日のこの通知文に関しては、私も手元にはあるんですけども、ちょっと事務局長のほうから、正確なところを答えさせていただきます。どんな内容だったかということですね。事務局長のほうから答えさせていただきます。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** これ個人の方が出された分ですけれども、これ中身をここで申し上げてよろしいものでしょうか。

（「当人がそれを配ってほしいということだから、ここは問題ないと思います。」と土光委員）

○**稲田委員長** 私が決めるところですので、お待ちいただけますか。

（「だから、それ配ってくださいよ、今。中身説明じゃなくて、配ってください。」と土光委員）

○**稲田委員長** 足羽参考人、ちょっと確認として、22日に配付された内容を今、松下局長がその部分触れることについて、お許しをいただけますでしょうか。

足羽参考人。

○**足羽氏（参考人）** 触れる云々というか、今せっかくこうやって皆さん、議員さん集まっておられるので、事務局を通じて、今全議員さんに配付をしていただきたいというふうに思うんですけど、せっくなので。口頭ベースでいろいろと説明をすると、恐らくそごだとかがあると思うので、その文書そのものを議員さんに見ていただいたほうが一目瞭然だというふうに思います。

○**稲田委員長** 先ほど議長がまず考えを示されておりますので、現時点では配付を考えておりません。

では、その前の奥岩委員に対する回答を、松下局長。

○**松下事務局長** 中身については、米子市議会として陳情結果を通知をさせていただいたときに、理由というのがございます。理由の中に、委員会での討論を中心に本会議で委員長報告をしていただくんですけども、その内容に沿った形で理由を記載したものでございます。それに対して、理由の書き方、文言について、非常に信憑性に疑問を感じるのですとか、そういったところで、抗議するというような通知でございました。

○**稲田委員長** 奥岩委員よろしいですか。

土光委員、手が挙がっております。

土光委員。

○**土光委員** 今の内容の説明で、足羽さんが出した通知文で、非常に信憑性が欠けるという趣旨の中身があったと言いましたよね。聞き違いですか。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** これは足羽様の通知書に記載があったということでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 通知書の記載の中に、何についてか分からないけど、信憑性に疑問があるというふうな趣旨の文章があったということなんですよ。どういうことについて、信憑性



に疑問があるというふうに書かれていたんですか。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** その理由の中に、マスコミ等の伝聞というような採択結果の理由のところにもそういった文言がありまして、それに対しての意見でございました。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 本当は配ってほしいんですけど、信憑性が欠ける云々は理由の文言の中にあつたでしょう。マスコミとかそういう伝聞の事実を基に陳情が出ていて、それは信憑性が欠けるから、そういった流れの中の信憑性に欠けるという文章はそういった流れの中の文言じゃないですか。足羽さんが議会のいろんなことに対して信憑性が欠けるというふうに言ったことではないじゃないですか。そこははっきりしてくださいよ。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 訂正をさせていただきます。委員おっしゃるとおりでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ということです。ちょっと私の先ほどの質問ですけど、議長に聞きます。これ受け取って最終的に配付しないという判断をした。理由は今聞きました。まずこれ皆さんと協議して、そういう結論を出した。この皆さんというのは誰、どの間で協議したんですか。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 正副議長と議運の正副委員長と事務局でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 正副議長と議運の正副委員長、それから議会事務局から。この陳情、総務政策だつたと思いますが、総務政策の委員長、副委員長は協議には加わってなかったですか。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** はい、そのとおりでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それで、これってちょっと論点整理しないといけないんですけど、今、陳情は周知してください、知らせてくださいということの陳情です。一般的に言うと、何か市民からいろんな意見、要望、抗議も含めてあつたときに、議会がどう対応するか、つまり、協議して、その結果何らかの回答するか、しないということも対応の一つであると思います。今はまず第1段階、議員に知らせるということに関して、それをしてくださいということですよね。今の議長の話を見ると、議員に知らせない理由は、協議ということで議長だけではないと思いますが、内容自身がこれは議長の言葉使いますが、ちょっと違うんじゃないの、つまり、議会の考え方、議会の立場からすると、この市民の通知はちょっと違うんじゃないのと言いましたけど、それが配付しない理由にはならないんじゃないですか。まずこういった市民の声が来たということを経営に周知して、それをどう対応するか、どんな意見があるか、それはいわゆる協議ですね。だから、協議のところでもそういったいろんな議論をすればいいわけで、ちょっと違うんじゃないのという内容を、だから、もう知らせない、私たち議員にその事実さえ知らせないという対応はそれは私はよくないと思いますが、いかがですか。

○**稲田委員長** 岩崎議長。

**○岩崎議長** お答えします。ちょっと違うんじゃないのって、私は発言したつもりはなかったんですけど、それは分かんないです。言ってたかもしれません。ただその趣旨たるものは先ほど申し上げたとおり、やはり議長で1回預かりまして、その文章を確認するということの事務的な流れは必要だと私も思っておりますし、これまでもそうやってきたということでございますので、そこで議長の判断というか、最終的に配る、配らない、いろいろあるとは思いますが、そこの判断の中では自分は意見を申し上げた、先ほど意見を言ったとおりでございます。ですから、土光さんの言われるようなこと、ちょっと違うんじゃないのみたいなことの、細かい発言みたいな話は、私はちょっと言ってもおりませんし、ちょっと考えてもおりません。きちんと流れに沿ってやっているということでございます。以上です。

**○稲田委員長** 前原副議長。

**○前原副議長** 私もその中で協議した人間の一人として発言させていただきたいんですけど、今回言われているのは、足羽さんが7月22日出された通知に対する協議だったわけですね。通知って基本的には本当の意味と公の立場から、個人または団体等に知らせることってというのがたしか通知という本当の意味だと思いますので、それに対して一応議会として受け取って通知は受けました。この通知の内容が陳情に対する不採択理由というのがどうなのかというような内容だったと思いますので、それに関して、一度議会で総務政策委員会の中で、皆さんで考えて、議会としても協議して、結果を出したのに対する理由がそぐわないと言われても、それは議会で決めたことですので、議長、副議長で相談しながら、このことに関してはここで止めようということで、皆さんにお伝えしなかったということでございます。あくまで、これは通知ということで私たちもとりましたので、そしてまた、議会事務局のほうから足羽さんとのやり取りの中で、議員に配付してほしいということであれば、別の形で何か文書を出されたほうがいいんじゃないですかというアドバイスがあったわけですから、そういう形でありましたので、私はこれは別に不手際ではないと思います。

**○稲田委員長** 岡田委員、お待たせしました。

岡田委員。

**○岡田委員** 先ほど議長のほうも言われましたけれども、一定のフィルターにかけられる。例えば、議会に対しての議員個人に対する誹謗中傷なんかもあるでしょうし、そういったものを議長、副議長のところで、やっぱり一定のフィルターをかけていただくということは十分必要だと思いますし、そこで、市政全般に対する意見なり要望だということであれば、全議員に配付するとかってことをやっていただいていると思いますんで、そこは私は現在の議長、副議長の行動を信任していきたいというふうに思っておりますんで、あとはやっぱり議会ですから当然、ルールにのっとってやっていく。あとはそのルールがおかしいと思えば、議会の中のルールにのっとって変更していくということになっていくんだろうと思いますんで、その辺りは丁寧に議論をさせて、今回の御意見も貴重な御意見であるというふうには思っておりますんで、またこれを踏まえて議会としてどうしていくんだということ、今審議をしているということになってるんだろうと思うんで、その辺りはきちっと聞かせていただきたいと思っているんですけど、一般的に市民の方が、扱いとして米子市民の方と米子市民以外の方っていうのは分かれてくるんだろうと思うんですけど、ここは当然米子市議会ですので、基本的には米子市民の負託を得て、やってる議会だとい

う大前提があるんだろうと思うんですけど、市民の方、市民以外の方の対応っていうのはまた議会のほうでも議論していくことになると思うんですけど、例えば、今現在全員に配付してほしい、例えば、議長、副議長のところで、これは市政全般に関することで、議員全員が知ったほうがいいと思うときには全員に配付しているということによろしいんですかね。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 委員おっしゃるとおりでございます。

○**稲田委員長** ほか質疑はございますか。

国頭委員。

○**国頭委員** 先ほどから、議長の判断という、あと議運の委員長、副委員長と副議長の判断ということもあるかもしれませんが。ただ、私はこの件に関わらず、何かほかのところからの話も入ってきてないというような、フィルターじゃないですけど、だから、議長、副議長と、私は足羽さんの陳情の話は中身ちょっと聞いているんですけど、私から見たらフィルターにかけべきものではない、全議員に配付すべき、そんなフィルターにひっかかるものではないと思っておりますので、私はそういった何個もこれを含まず、議員に配付したいということのところで、ひっかかるというものがあつたとすれば、それはやっぱりしっかりと要望に沿って、やっていただきたいなと思っております。いろいろな議員に対して言いたいということで、言っただけでいられていくわけですので、その辺りをということもあります。ただ、先ほど事務局長言われましたけども、個人宛てに全員送つたらいいのかというところもあります。だから、それだつたらいいのかという話もありますので、団体で私は議長等で来たものに、あまりフィルターを、それはよっぽど個人名が出てたら、あれですけども、私は個人名まで出てなかったと思っておりますし、その辺りは議会として、長として今後適度に対処していただきたいと思っております。意見です。

○**稲田委員長** 意見ですね、意見。

松下局長。

○**松下事務局長** 国頭委員さんがちょっと誤解があるといけませんので、ちょっと補足で先ほどの説明をさせていただきたいんですけども、個人にきた分は全部配付してるんじゃないかというような趣旨だつたと思うんですけども、国頭委員さんが言われたものは、個人宛ての信書で来ていたものですので、事務局が勝手に中を開けるわけにはいきませんので、中身は分からないということがございましたので、郵便として配付させていただいたというところがございますので、補足で説明させていただきます。

○**稲田委員長** ほか質疑ございますか。

土光委員。

○**土光委員** 先ほどの岡田委員と松下局長の最後のやり取りで、松下局長はそういう場合は全員に配付しますみたいな答弁しましたよね。ちょっと岡田委員の言ったどういう場合か、ちょっとそこははっきり聞き取れなかった、理解できなかったの、そこをはっきりしてください。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 岡田委員さんの質問は市内と市外で、何か取扱いの違いがあるのかというような御意見だつたと思うんですけど、違いますか。

○**稲田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 先ほど議長と副議長のほうで、きちっとフィルターをかけてということだったんで、ある程度フィルターをかけた上で、市政全般に関することを全員が知ったほうがいいだろうということで、言われた方が全議員に配付してほしいと言ったものに関しては、全員に配付をしているんですよねということを知ったんですけども。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** そういった要望につきましても、まず議長、副議長に御相談をさせていただいて、それで判断をしていただいた上で対応してるということでございます。

○**稲田委員長** ほかに質疑はございますか。

土光委員。

○**土光委員** 今の岡田委員の質問、そういう場合は配付すると、そのそういう場合というのは、一つは市民、県民が議員に配付してほしいという要望がある。それから、それだけではなくて、やっぱり内容自身が議員全員に知らせるべきこと、逆に言うと、知らせるべきではないことというのを議長が判断して、その2つが満たされれば、全員に配付している。そういったことなんですか。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 委員おっしゃるとおりでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは今質疑ですね。

○**稲田委員長** 質疑です。

ないようでしたら、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

順番を申し上げます。又野委員、土光委員、奥岩委員、岡田委員、安達委員、国頭委員、安田委員の順で伺いますので、お願いいたします。

最初に、又野委員。

○**又野委員** 基本的にはこれまで議長宛てというのは、個人に対する誹謗中傷とかなければ、全議員に周知しておられるということだったと思います。文書自体にはきちんと議長宛てになった文書だということで、メールの中身の宛先には委員長とか事務局長とか書いてあったので、そこでとどめたということなんですけれども、やはり議長宛てということをしっかと考えて、本来これは周知していただきたかったものだと思います。それと、今回陳情の趣旨自体が全議員に議会に対しての意見や要望などは全議員に周知してほしいということですので、個人に対する誹謗中傷以外のものは基本的に周知していただきたいと考えておりますので、この陳情については採択でお願いいたします。

○**稲田委員長** 次に、土光委員。

○**土光委員** 私は趣旨採択を主張します。理由は議長宛てに来たものは基本的には議会全員に来たものというふうに市民はそう思っているし、議会側もそう理解する。だから、基本的には議員全員に配付、周知すべきものだと思います。ただ、議長もちよつと言われましたけど、内容に関して個人を中傷するとか個人情報が入っていると、そういったことに関してはある一定の判断はあっても、全く一律に全てというふうには私はいまは思いませんので、そういったいわゆる広い意味で公序良俗というか、個人の中傷とか個人情報が記載されていると、そういう場合は判断があってもいいかなと思います。この陳

情文はちょっとそこまで、全てという文言はないのですが、まったく全てというふうにも取れないことないので、そういった意味を含めて私は趣旨採択。今回やり取りで議長が内容に関して、ある意味で議長判断、協議した結果の内容に関して、個人の誹謗中傷とか個人情報以外の点で内容に関して議会側から見て、判断をして、じゃあ配らない、これ知らせるとのことだけなので、それはすべきではないと思います。もう一つの趣旨採択の理由はこれ陳情文で陳情の趣旨は明確です。ただ、全てかどうかそこがあるので、私は趣旨採択を主張します。あと、陳情の原因で、細かい事実経過が書かれています。これやはり陳情の本文に書かれているので、この事実経過に関しては、やはり議会事務局との電話のやり取りとか、これが客観的な事実というふうに確定まではできないので、かえって確定しようと思ったら、それこそきちんと確認しないといけないので、そういうことも含めて、とにかく周知をしてくださいという、そういう意向は同意します。ただし、全てじゃなくて、必ずしも全てというふうになくてもいい。それから、事実経過のことは一応陳情の理由というふうに理解しますので、そういった意味で趣旨採択を主張します。

**○稲田委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは足羽様、本日遠いところから平日にもかかわらずいらしていただき、ありがとうございます。御説明のところでも言っておられました議会改革にもつながる貴重な意見を出しているんだということでしたんで、今まさにこちら議運のほうでいろいろと質疑、審議させていただきまして、課題点等々分かってきたかなと考えております。陳情につきましては、不採択でお願いいたします。先ほど岡田委員、そして土光委員の質問でも確認が取れましたように、今、意見、要望出させていただいている場合に、先ほど質疑応答でありました中の事務処理において配付されるものは配付されているということでした。ですので、今回につきましてはそういった流れで周知をされているということで対応できておりますので、不採択と思います。ただ、今後そういった流れに関しましては、先ほど議長のほうからもお話がありましたとおり、誹謗中傷ですとか、そぐわないものがある場合によってはフィルターをかけるようなこともあるというようなこともございましたので、そういったところに関しましては議論が必要になるものもあるかもしれないですし、現状に関しては承知しておりまして、理解しておりますので、この陳情につきましては不採択でお願いいたします。

**○稲田委員長** 次に、岡田委員。

**○岡田委員** 私も不採択ということをお願いをいたします。先ほど質疑というか、質問の中でお答えをいただいたように、既にこの陳情の趣旨である市民、県民等からの意見、要望などが来た場合の対応というのをやっておられるということで、先ほどお聞きしましたので、ただ、先ほど土光委員からの御意見もありましたけれども、そのフィルターのかけ方等について、これからこのたびこのような貴重な御意見もいただいたわけですから、また改めて議運等で審議をしていくということはあると思うんですけども、現実には今そういった形で議長、副議長のほうで判断をされた必要なものに対しては全議員に配付をしているということですので、このたびの陳情は不採択ということをお願いをいたします。

**○稲田委員長** 次に、安達委員。

**○安達委員** 私も採択しない、不採択でお願いしたいと思います。今までのいきさつも伺って来ておりますし、前の委員さんの意見もありますが、事務局として、十分捉えきれな

かったところもあるのかなと思ったんですが、そのやり取りの場面ですね。ただ、やはり情報が我々議員に来る来ないところは手続的に議長、副議長、また委員会の正副委員長なり、また事務局で判断しておられるというふうに経過を聞きましたので、そこは今回やり取られたところがあるかと思っています。ただ、足羽さんの言い方を聞きますと、少しこのところが十分に本人さんに伝わらなかったところもあったのかなあというところはまだ知ることができましたので、今後そこは改善すべきかなと思って聞きました。以上です。

**○稲田委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** 私は採択でお願いしたいと思います。いろいろと述べましたけども、私は足羽さんからの7月22日の提言は、議会改革においては必要なものだったと思っております。先般、先日でしたでしょうか、陳情を受けた後の、議会からの返答ということ、先般、委員会で審議したばかりですけども、その前に足羽さんの意見というのがやっぱりあるべきだったなと思っております。それをなしに、皆さんは議論したということでありますので、私も知らなかった、知らずに議論したということでありますので、そういったなるべくフィルターを通すべきではないという思いもありますので、私は言われているのは当然至極だと思っております。採択でお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、安田委員。

**○安田委員** 私も議会が長いので、いろいろ議会運営委員会の中で練った分が、ある面では議会事務局がそれを適切に処理をしているという流れになっております。今回の場合のこの陳情の趣旨と陳情の原因については非常にマッチをしていないと。全くかけ離れた内容になっているとこういうふうに指摘をしておきたいと思います。まずは要望書等を全議員に配ってくださってということがあった場合には、事務局としては全員配っておりますし、通知が来た場合は配ってないというのが実情であります。ある程度フィルター機能は必要でありまして、今回のこの7月22日の市議会に対する請願・陳情の審査結果通知に係る文書のあり方（通知）ということでありますので、これは市議会議長宛てに来た場合であっても全議員に配る必要はないというふうに理解をしております。それから、回答を求めるのであれば、再度陳情等でしてください、これは当たり前でありまして、そのようなルールで今運用しておりますので、回答を求めるような通知ってというのはなっておりません。それから、陳情の審査ですけれども、これは中身は陳情の審査に対するある面では抗議文みたいな形になっております。この陳情というのはその都度総務とか、ある常任委員会できちっと審議をし、そこに出た意見を基にして文章をつくっておりますので、それ以上でもそれ以下でもありません。その意見の中を取りまとめて、各委員で同意をして、それを提出して回答しておりますので、それに対する抗議文が来たとしても、それは回答する必要がないというふうに判断をしております。つまり、この文書に関しては、最後には全議員に配ってくださってというふうになってますけども、通知文でありますので、配る必要はないということで、この陳情に関しては採択をしないというふうに主張したいと思えます。

**○稲田委員長** 以上で討論を終結いたします。

先ほどの討論の中で採択を求める方がお二人、趣旨採択を求める方がお一人でございますが、採択で諮りますか、それとも趣旨採択で諮りますかというのをここで決めたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

採択がお二人であったという理由で、採択で諮ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** それでは、陳情第77号、米子市議会における、広報・公聴制度のあり方について（陳情）について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…国頭委員、土光委員、又野委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。

よって、本件は採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第77号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議ございませんので、そのようにいたします。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前11時03分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清